（危機対応準備金の額が変動する場合におけるその他資本剰余金の額の特例等）

**第五条**　危機対応準備金の額が計上されている場合における第十九条から第二十一条までの規定の適用については、第十九条第一項中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は法附則第二条の四の規定により危機対応準備金（法附則第二条の三第一項に規定する危機対応準備金をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。）の額」と、「同項第一号」とあるのは「法第四十四条第一項第一号又は附則第二条の四第一号」と、同条第二項中「第四十四条第三項」とあるのは「附則第二条の六第一項の規定により読み替えられた法第四十四条第三項」と、「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」と、第二十条第一項中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」と、第二十一条中「第四十七条第二項」とあるのは「第四十七条第二項及び附則第二条の七第二項」とする。

（危機対応準備金に係る報告義務）

**第六条**　危機対応準備金の額が計上されている場合における第二十二条の規定の適用については、同条中「第四十八条第一項」とあるのは、「附則第二条の六第一項の規定により読み替えられた法第四十八条第一項」とする。

（危機対応準備金の額が変動する場合におけるその他資本剰余金の額の特例等）

**第六条**　法附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金の額が計上されている場合における第十九条、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、第十九条第一項中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は法附則第二条の七の規定により危機対応準備金の額」と、「同項第一号」とあるのは「同項第一号又は法附則第二条の七第一号」と、同条第二項中「第四十四条第三項」とあるのは「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十四条第三項」と、「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」と、第二十条第一項中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」と、第二十一条中「第四十七条第二項」とあるのは「第四十七条第二項及び附則第二条の九第二項」とする。

（危機対応準備金に係る報告義務）

**第七条**　法附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金の額が計上されている場合における第二十二条の規定の適用については、同条中「第四十八条第一項」とあるのは、「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十八条第一項」とする。

別紙様式を次のように改める。

**別紙様式**（第24条関係）

（表面）

第　　号

株式会社商工組合中央金庫法第11条第２項の規定による

立　入　検　査　証

所属部局
官　　職
氏　　名

写
真

年　　月　　日生
年　　月　　日交付

発行者名

（裏面）

株式会社商工組合中央金庫法（抄）

（主要株主に対する立入検査）

第十一条　主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に主要株主の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又はその帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

二　第十一条第一項、第五十八条第一項若しくは第二項若しくは第六十条の十七第一項若しくは第二項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

**附　則**

この省令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月十三日）から施行する。